

第1期施設更新第1浄水場整備事業

公募型プロポーザル実施要綱

令和5年11月

長幌上水道企業団

【実施要項】

目 次

第1章 実施要項の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	1
2. 1 事業の目的	1
2. 2 事業名称	1
2. 3 事業箇所	1
2. 4 事業主体	1
2. 5 事業方式	1
2. 6 選定方式	1
2. 7 契約方法	2
2. 8 対象施設	2
2. 9 業務範囲	3
2. 10 事業期間	3
2. 11 見積上限価格	3
2. 12 遵守すべき法制度等	4
2. 13 当企業団による事業の実施状況の監理	5
第3章 プロポーザル応募に関する条件	6
3. 1 応募者の構成	6
3. 2 事業スキーム	7
3. 3 応募者の応募資格要件	7
3. 4 代表企業に必要な資格要件	7
3. 5 機械企業に必要な資格要件	8
3. 6 電気企業に必要な資格要件	8
3. 7 地元企業に必要な資格要件	9
3. 8 応募者の制限	9
3. 9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	9
第4章 プロポーザル応募の手続等	10
4. 1 募集等のスケジュール	10
4. 2 プロポーザル応募に関する手続き	10
4. 3 プロポーザル応募に関する留意事項	13
4. 4 参考資料の閲覧等	14
4. 5 担当窓口	14
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	15
5. 1 応募資格審査書類	15
5. 2 企画提案書提出時の提案書類	16

第6章 事業者の選定方法	17
6. 1 応募資格の審査	17
6. 2 企画提案書類の確認	17
6. 3 提案価格・基礎審査	17
6. 4 選定委員会	18
6. 5 ヒアリングの実施	18
6. 6 提案内容の審査	18
6. 7 最優秀提案者等の選定	18
6. 8 受託者の特定	18
6. 9 審査結果の通知及び公表	18
第7章 契約に関する事項	19
7. 1 契約手続き	19
7. 2 契約の枠組み	19
7. 3 契約保証金	20
第8章 対価の支払い	21
8. 1 費用の構成	21
8. 2 費用の調達	21
8. 3 費用の支払方法	21
8. 4 物価変動による工事費の変更	21
第9章 リスク分担	23

第1章 実施要項の位置づけ

第1期施設更新第1浄水場整備事業公募型プロポーザル実施要綱(以下、「実施要綱」という。)は、長幌上水道企業団(以下、「当企業団」という。)が「第1期施設更新第1浄水場整備事業」(以下、「本事業」という。)をDB(D e s i g n B u i l d)方式により実施し、「長幌上水道企業団委託業務等に係るプロポーザル方式実施要綱」に基づき公募型プロポーザル方式により募集及び選定する際、プロポーザル応募者(以下、「応募者」という。)を対象に交付するものである。

また、以下の文書は実施要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本契約書(案)

第2章 本事業の概要

2. 1 事業の目的

長幌上水道事業における基幹の浄水場である第1浄水場は、石狩川水系夕張川を水源として平成18年度に完成した浄水場であり、主要な機械・電気設備は法定耐用年数を迎えている。

本事業は、機械・電気設備のうち更新緊急度の高い設備を対象として、設備更新に取り組むものである。

2. 2 事業名称

第1期施設更新第1浄水場整備事業

2. 3 事業箇所

第1浄水場：長沼町東5線北13番地

2. 4 事業主体

長幌上水道企業団 企業長 伊藤 勉

2. 5 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

2. 6 選定方式

本事業は、対象設備に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2. 7 契約方法

公募型プロポーザル方式で選定された最優秀提案者を本事業の本事業における受託者として特定した者（以下「特定者」という。）に決定し、特定者と基本契約を締結したうえで、設計業務委託契約及び工事請負契約を締結する。

2. 8 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。

表 2-1 対象施設の概要^{注1)}

施設等	概要
粉末活性炭注入設備（機械・電気）	粉末活性炭吸着処理に必要な活性炭の受入・貯蔵設備、溶解設備、注入設備、及び必要となる電源、建築付帯設備。
膜ろ過用ブロワ設備（機械・電気）	膜ろ過処理に必要なブロワ設備、及び必要となる電源、建築付帯設備。
中央監視制御設備（電気）	第1浄水場及び関連施設の監視、運転操作に必要な設備。機械設備更新に伴う機能増設、及び必要となる電源、建築付帯設備。
非常用自家発電設備（電気）	停電時に必要な容量の負荷の電力を供給する設備の部品の調達、及び交換。

注1) 本事業は更新事業のため、既存設備の撤去及び処分を含む。

2. 9 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表2-2のとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	現地調査	設計施工に必要な部分の既設浄水場の現地調査を行う。
設計	設計業務	調査業務の結果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の基本設計、詳細設計を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の支援業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、申請書類等の作成支援を行う。
工事	工事業務	表2-1に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

2. 10 事業期間

令和11年3月1日まで

2. 11 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 889,880,000円（消費税及び地方消費税を除く）

2. 1.2 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ア 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- イ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- エ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- オ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- カ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- キ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ク 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ケ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- コ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- サ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- シ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ス 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- セ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ソ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- タ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- チ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ツ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- テ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ト 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ナ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ニ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- ヌ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ネ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- ノ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ハ その他本事業に関連する法令

2) 要綱・各種基準等

本事業で適用する技術基準、指針等は以下のとおりであり、最新版を適用するものとする。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは当企業団の確認を要する。

- ア 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- イ 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- エ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）

- オ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
 - カ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
 - キ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
 - ク その他の関連要綱・各種基準等
- 3) 仕様書等
- ア 水道事業実務必携
 - イ 水道工事標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
 - ウ 北海道土木工事共通仕様書
 - エ 北海道設計業務共通仕様書
 - オ 水道施設設計業務委託標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
 - カ 日本ダクタイル鉄管協会技術資料（一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会）
 - キ 日本水道鋼管協会技術資料（日本水道鋼管協会）
 - ク 水道工事仕様書（長幌上水道企業団）
 - ケ 給水装置工事設計施工指針（長幌上水道企業団）

2. 1.3 当企業団による事業の実施状況の監理

1) 監理の目的

当企業団は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業の監理を行う。

2) 監理の時期

本事業の監理は設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、当企業団に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、当企業団は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

3) 監理の方法

監理方法については、当企業団が定めた方法に従って監理を行い、当企業団は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

4) 監理の結果

当企業団の監理により、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、当企業団は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

5) 監理の実施者

当企業団は監理の実施を第三者（以下、監理企業という。）に委託することができる。

第3章 プロポーザル応募に関する条件

3.1 応募者の構成

- 1) 応募者は、単独企業または複数の企業等により構成される共同企業体とする。共同企業体を構成する企業を「構成企業」とし、応募の主体となる企業を代表企業とする。
- 2) 各構成企業は、共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- 3) 共同企業体の構成員は、以下(ア)(イ)及び(ウ)に示す機械企業、電気企業及び地元企業による2社又は3社とする。
 なお、各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格による。
 (ア)機械企業 機械設備工事業務を担当する企業
 (イ)電気企業 電気設備工事業務を担当する企業
 (ウ)地元企業 工事業務を担当する長沼町または南幌町内に本社(本店)・支店を置く企業
- 4) 応募者の代表企業は建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- 5) 協力企業とは共同企業体から業務を請け負う企業をいう。
- 6) 地元企業の共同企業体、協力企業への参加は任意とする。

想定するケース	単独・共同企業体	協力企業 ¹
ケース1	単独企業(機械及び電気)	地元企業：任意
ケース2	単独企業(機械)	電気企業 地元企業：任意
ケース3	単独企業(電気)	機械企業 地元企業：任意
ケース4	機械企業+電気企業+地元企業	地元企業：任意
ケース5	機械企業+地元企業	電気企業 地元企業：任意
ケース6	電気企業+地元企業	機械企業 地元企業：任意
ケース7	機械企業+電気企業	地元企業：任意

1 協力企業数の上限は設けない。ただし、プロポーザル参加時の応募者間での協力企業の重複は認められない。

3. 2 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図3-1に示すとおりとする。

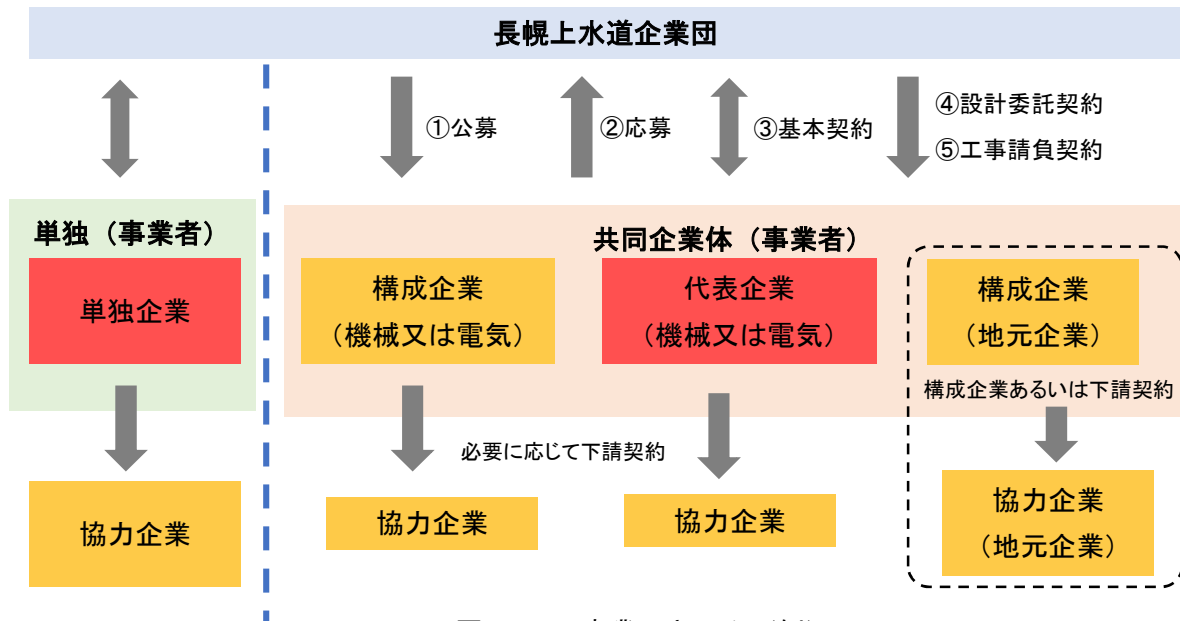


図3-1 事業スキーム（例）

3. 3 応募者の応募資格要件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本契約締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けてないこと。
- 3) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本契約締結までの間において、当企業団から指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 直近1年間に国税、道税、市町村税を滞納していないこと。
- 5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3. 4 代表企業に必要な資格要件

- 1) 代表企業は、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者及び現場代理人を配置することができること。
- 2) 応募及び契約手続き、並びに設計から建設に係る事業全体の業務を総合的に調整・管理できる人員を配置すること。

3. 5 機械企業に必要な資格要件

機械企業は次の1) から6) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 長幌上水道企業団競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2) 建設業法の規定による機械器具設置工事の許可を受けていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。
 - ① 1級管工事施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - ア 監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者
 - イ 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - ウ 技術士（機械部門、上下水道部門）
 - エ その他当企業団が認める者
- 4) 本事業の施工にあたって、上記3) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 平成25年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業における浄水場のプラント機械設備の工事实績を有すること。
- 6) 実施要項の公表日現在、北海道内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3. 6 電気企業に必要な資格要件

電気企業は次の1) から6) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 長幌上水道企業団競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2) 建設業法の規定による電気工事の許可を受けていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - ア 監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者
 - イ 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - ウ 技術士（電気電子部門、上下水道部門）
 - エ その他当企業団が認める者
- 4) 本事業の施工にあたって、上記3) に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 平成25年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業における浄水場のプラント電気設備の工事实績を有すること。
- 6) 実施要項の公表日現在、北海道内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3. 7 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1) から3) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 長幌上水道企業団競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2) 共同企業体の構成員となる場合には、国家資格等を有する主任技術者を専任で配置できること。
- 3) 実施要項の公表日現在、長沼町または南幌町内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社（本店）・支店）を有すること。

3. 8 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者となることはできない。

第1期施設更新第1浄水場整備事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本金又は人事面において関連がある者。

3. 9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、3. 3に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- 1) 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が資格要件を喪失した場合、当該共同企業体を失格とする。
- 2) 構成企業が資格要件を喪失した場合
代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに当企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第4章 プロポーザル応募の手続等

4. 1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日程
実施要項等の公表	令和5年11月6日(月)
実施要項等に関する質問の受付	令和5年11月20日(月)
実施要項等に関する質問への回答公表	令和5年11月30日(木)
参加表明書等の受付締切	令和5年12月20日(水)
参加資格確認結果の通知	令和5年12月27日(水)
企画提案書類の受付	令和6年2月26日(月) から 令和6年2月29日(木) まで
参加者へのヒアリング	令和6年3月上旬
審査結果通知	令和6年3月下旬
基本契約の締結	令和6年3月下旬
設計委託・工事請負契約の締結	令和6年4月中旬

4. 2 プロポーザル応募に関する手続き

1) 現地説明

現地での説明は実施しない。

2) 実施要項等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

実施要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施要項等の公表から令和5年11月20日(月)午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、 電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和5年11月21日(火)午後4時まで に返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1「実施要項等に関する質問書」に記入のうえ、添付フ ァイル(Excel形式)として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【第1期施設更新第1浄水場整備事業の実施 要項等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着 確認に関する問い合わせ先	4. 5に記載の担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと当企業団が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和5年11月30日（木）
ホームページアドレス	http://www.nagahoro.jp/

3) 資料の閲覧及び貸出し

資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧期間	実施要項の公表から令和5年12月20日（水）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
申込書の様式	申込様式2、3「実施要項関連資料閲覧申込書」等に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【第1期施設更新第1浄水場整備事業の資料閲覧申込】とすること。
閲覧場所及び閲覧等の申込先	4.5に記載の担当窓口

4) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年12月11日（月）から令和5年12月20日（水）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	4.5に記載の担当窓口
提出方法	郵送もしくは持参。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

5) 企画提案書類の受付

応募者は、受付期間内に企画提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年2月26日(月)から令和6年2月29日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	4.5に記載の担当窓口
提出方法	郵送もしくは持参。
提出書類	5.2 提案書類

6) 提出意思確認書の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、企画提案書を期限までに提出又は辞退する旨を記載した「提出意思確認書」を受付期間内に提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年1月9日(火)から令和6年2月22日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	4.5に記載の担当窓口
提出方法	郵送もしくは持参。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」
備考	企画提案書を提出する場合、提出を辞退する場合のどちらの場合においても本書類を提出すること。

7) ヒアリングの実施

当企業団は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和6年3月上旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和6年3月6日(水)までに別途通知する。

4. 3 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 実施要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、実施要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、当企業団が本事業の公表及び当企業団が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。ただし、当企業団に提出された資料は、当企業団情報公開条例に基づき、公開することができる。

5) 実施要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

当企業団が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する企画提案書の提出は、無効とする。

ア) 実施要項に示した応募者の備えるべき応募資格が確認できない提案書の提出

イ) 記載金額を加除訂正した提案書の提出

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない提案書の提出

エ) 提出者又はその代理人が同一事項について二以上の企画提案書の提出

オ) 企画提案書の提出に関し不正の行為があった者の企画提案書の提出

カ) 企画提案書類の受付期間締切までに当企業団担当窓口に到達しなかった書類

キ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

ク) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

ケ) その他提案書の提出に関する条件に違反した企画提案書の提出

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

実施要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

11) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

ア) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。

イ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とすること。

4. 4 参考資料の閲覧等

下記資料は、資料閲覧等の期間内に当企業団において、閲覧及び貸出しをする。貸出し可能な資料は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、事前に連絡すること。

【閲覧・貸出資料】

- ・既設配水管、給水管

4. 5 担当窓口

手続きについての当企業団の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒069-1334 北海道夕張郡長沼町錦町北1丁目13番1号
長幌上水道企業団 施設課
TEL : 0123-82-5700
電子メール : proposal@nagahoro.jp

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5. 1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・ 応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・ 参加表明書	様式 I - 2
	・ 応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3
	・ 応募者の協力企業一覧表	様式 I - 3 - 1
	・ 委任状 (各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状)	様式 I - 4
	・ 資格審査申請書	様式 I - 5
	・ 機械企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・ 施工実績	様式 I - 6 - 1
	・ 配置予定技術者の資格 (機械企業)	様式 I - 6 - 2
	・ 電気企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 7
	・ 施工実績	様式 I - 7 - 1
	・ 配置予定技術者の資格 (電気企業)	様式 I - 7 - 2
	・ 地元企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 8
	・ 配置予定技術者の資格 (地元企業)	様式 I - 8 - 1
	・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式 I - 9
	(添付書類)	
・ 会社概要 (構成企業すべてに係るもの)	—	
・ JV協定書	—	
その他	・ プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

※地元企業の参加は任意とし、参加しない場合には様式様式 I - 8、様式 I - 8 - 1 は不要

5. 2 企画提案書提出時の提案書類

提出書類	様式
① 企画提案書類審査に関する提出書類	
・企画提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1
・企画提案書類提出書	様式Ⅲ－2
・見積書	様式Ⅲ－3
・見積金額計算書	様式Ⅲ－4
② 企画提案書	
1. 企業の技術能力	
・企業の工事成績評価実績一覧	様式Ⅳ－1
・配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－2
2. 業務計画に関する提案	
・業務実施方針	様式Ⅳ－3
・業務実施体制	様式Ⅳ－4
3. 設計・施工・工期等に関する提案	
・機械設備設計	様式Ⅳ－5
・電気計装設備設計	様式Ⅳ－6
・施工計画	様式Ⅳ－7
4. 維持管理に関する提案	
・維持管理計画	様式Ⅳ－8
・緊急時対応	様式Ⅳ－9
5. 地域貢献に関する提案	
・長幌上水道企業団での施工実績一覧表	様式Ⅳ－10
・地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－11
6. 提案図面	
・図面	様式Ⅳ－12

第6章 事業者の選定方法

6. 1 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

当企業団は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

当企業団は、応募者が実施要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	実施要項「第3章. プロポーザル応募に関する条件」の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

当企業団は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6. 2 企画提案書類の確認

当企業団は、応募者から提出された企画提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6. 3 提案価格・基礎審査

1) 提案価格審査

当企業団は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

2) 基礎審査

当企業団は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

当企業団は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6. 4 選定委員会

事業者の選定にあたり、当企業団は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や実施要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6. 5 ヒアリングの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、評価基準を満たした応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。ただし、評価基準を満たした応募者が3者を超える場合には、提案価格の安価な上位3者をヒアリング対象とする。

6. 6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6. 7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点の場合は、価格評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6. 8 受託者の特定

当企業団は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の受託者として特定した者（以下「特定者」という。）とし、特定者以外を受託と社として特定しなかった者（以下、「非特定者」という。）とする。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、1者を特定者とするが、技術評価点が著しく低い場合は失格とする。

6. 9 審査結果の通知及び公表

当企業団は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、当企業団ホームページで公表する。

特定者に対しては、特定通知書を通知し、非特定者に対しては、非特定通知書により通知するものとする。

なお、特定者及び非特定者は、評価結果に対し苦情を申し立てることはできない。

第7章 契約に関する事項

7. 1 契約手続き

1) 契約の条件

特定者と当企業団は、契約の締結に関する基本契約締結に際し、基本契約書（案）の内容について、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について当企業団に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

特定者が3. 9「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、当企業団は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、3. 9. 2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに当企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を当企業団が認めた場合は、この限りではない。

3) 契約の一部変更

長幌上水道企業団委託業務等に係るプロポーザル方式実施要綱第22条2に基づき、当企業団は特定者と協議のうえ、提案書に係る提案内容の一部を変更することができるものとする。

7. 2 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

特定者は、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計業務委託契約を当企業団と締結する。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を当企業団と締結する。

工事業務を二以上に分割して工事請負契約を締結する場合は、分割した一連の工事を一工事とした場合の諸経費率により各工事の実設計工事額を算出し、工事請負契約を締結する。変更請負代金額の算定も同様とする。

なお、詳細設計の一部が未完成の時点における一工事の工事費の算出にあたっては、未完成の部分に提案工事価格を代用するものとする。

2) 対象者

契約の対象者は、業務委託契約及び工事請負契約ともに、特定共同企業体とする。

3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本契約の締結	令和6年3月下旬
設計委託・工事請負契約の締結	令和6年4月中旬
契約工期	令和11年3月1日

7. 3 契約保証金

設計業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第8章 対価の支払い

8. 1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	現地調査業務	
	設計費	基本設計業務	
		詳細設計業務	
	各種申請等の補助業務		
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		出来高精算業務	

8. 2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、当企業団が調達するものとする。

8. 3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、契約書に基づくものとする。

8. 4 物価変動による工事費の変更

- 1) 当企業団及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 当企業団又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき当企業団と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、当企業団は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- 4) 上記1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、当企業団又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、当企業団又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 上記2)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、当企業団と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、当企業団は工事費を変更し事業者に通知する。
- 8) 上記3)又は前項の協議の開始日については、当企業団が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、当企業団が上記1)、5)又は6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、当企業団に通知することができる。
- 9) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、当企業団と事業者が協議して対応を定めるものとする。

第9章 リスク分担

本事業における当企業団及び事業者とのリスク分担は以下に示すとおりである。

① 共通事項

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			発注者	事業者
構想・計画リスク	1	発注者の施策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
募集要綱等リスク	2	募集要綱等の公表資料の誤り、内容の変更に関するもの	●	
許認可リスク	3	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
	4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの (本事業に影響を及ぼすもの)	●	
	6	法制度・許認可の新設・変更によるもの (上記以外のもの)		●
消費税変更リスク	7	消費税の変更に関わるもの	●	
税制変更リスク	8	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		●
	9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
	11	事業者が行う業務(調査・設計、工事)に対する住民反対運動等		●
環境問題リスク	12	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	●	
	13	事業者が行う業務(調査・設計、工事)に起因する環境の悪化		●
第三者賠償リスク	14	発注者の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
	15	事業者の責任に帰すべき事業期間中の事故(事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など)		●
安全確保リスク	16	事業者が行う業務(調査・設計、工事)における安全性の確保		●
保険リスク	17	調査・設計、工事段階のリスクをカバーする保険		●
物価変動リスク	18	物価変動	● 注1	● 注1
資金調達リスク	19	発注者の資金調達に関するもの(補助金・交付金、企業債等)	●	
	20	事業者の資金調達に関するもの		●
構成企業・協力企業リスク	21	構成企業及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		●
債務不履行リスク	22	発注者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	●	
	23	事業者の事由による事業の中止・延期		●
不可抗力リスク	24	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	
	25	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△ 注2
	26	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	● 注3	● 注3
契約リスク	27	発注者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	●	
	28	事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		●

判例: 負担者 ●: 主負担 △: 従負担

注1 当該リスクは、主に発注者がリスクを負担するが、事業契約において発注者と事業者との間で予め合意した価格決定条項による一定のリスクについては、事業者も負担するものとする(負担については協議により決定する)。

注2 当該リスクは、主に発注者がリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負担するものとする(負担については協議により決定する)。

注3 要求水準書に規定する範囲については事業者が負担するものとし、それを超える範囲については発注者が負担する。

②.計画設計段階

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			発注者	事業者
発注者責任リスク	29	委託及び請負契約の内容に関するもの	●	
	30	委託及び請負契約の内容変更に関するもの	●	
調査リスク	31	発注者が実施した調査に関するもの	●	
	32	事業者が実施した調査に関するもの		●
設計リスク	33	発注者の事由による設計等の完了遅延・設計費の増大	●	
	34	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		●

③.工事段階

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			発注者	事業者
用地取得リスク	35	建設予定地、残土置き場の確保に関するもの	●	
	36	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
施工管理リスク	37	事業者が実施した施工管理に関するもの		●
工事遅延・未完成リスク	38	発注者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	●	
	39	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		●
施設性能リスク	40	要求性能不適合(施工不良を含む。)		●
引渡前損害リスク	41	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		●

④.事業終了段階

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			発注者	事業者
事業終了時の移管手続きリスク	42	施設移管手続きに伴う諸費用の負担、事業者の清算手続きに伴う損益等		●
契約不適合責任・保証リスク	43	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		●
	44	既存施設の性能等に関するもの	●	
	45	事業者が提出した保証に関するもの		●

判例：負担者 ●：主負担 △：従負担